

特定の随意契約に係る発注の見通しに関する事項の公表について

盛岡市財務規則（昭和46年規則第33号）第118条の2第1項の規定により、令和7年度において、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第3号又は第4号に基づく随意契約を行う案件に係る発注の見通しに関する事項を次のとおり公表する。

令和8年3月3日

盛岡市上下水道事業管理者 長 澤 秀 則

1 公表内容

特定の随意契約に係る発注の見通し（令和7年度第3回）

別紙特定の随意契約に係る発注見通しのとおり

(別紙)

特定の随意契約に係る発注見通し

1 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に基づき随意契約を行う案件

(1) 物品の買入に係るもの

該当案件なし。

(2) 役務の提供に係るもの

No.	件名	役務の概要	見積徴取の時期	契約締結の予定時期	契約期間(予定)	発注担当課	備考
1	浄配水場構内整備業務委託	浄水場等の構内整備業務(草刈り、草取り、樹木手入れ等)	3月	4月	令和8年4月1日から 令和8年10月31日まで	浄水課	本件は、令和7年度に見積徴取までの準備行為を行い、契約の決定及び締結については、令和8年4月1日以降となるものである。
2	米内浄水場緩速ろ過池清掃及び洗砂業務委託	緩速ろ過池清掃業務及びろ過砂洗浄業務	3月	4月	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	浄水課	本件は、令和7年度に見積徴取までの準備行為を行い、契約の決定及び締結については、令和8年4月1日以降となるものである。

2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第4号に基づき随意契約を行う案件

該当案件なし。